

令和8年4月8日付け公告の内容

県営下山・木間ヶ瀬地区土地改良事業（区画整理）を施行申請するにあたり、土地改良法第85条第5項の規定で準用する同法第5条第3項の規定に基づき、関係市町村長と協議をするので、同法第85条第6項の規定により公告する。

なお、同法施行規則第57条の2の2第2項に規定する事項は、次のとおりとする。

令和8年4月8日

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営下山・木間ヶ瀬地区土地改良事業（区画整理）計画の概要
- 2 縦覧の期間
令和8年4月8日から令和8年5月11日まで
- 3 縦覧の場所
坂東市役所のウェブサイト
- 4 意見書の提出方法
当該事業計画の概要に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、意見ある者の住所、氏名を記載した意見書を提出すること。
- 5 意見書の提出先
〒306-0692
坂東市岩井4365番地
坂東市役所農業政策課